令和8年度
新型コロナワクチン予防接種のお知らせ

川根本町では、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぎ、重症化を予防するため、ワクチン接種の費用を一部助成いたします。

１． 接種費用の助成対象者は？

★接種日当日に川根本町に住所を有する65歳以上または60歳から65歳未満の一部の方が助成の対象となります。

※６０歳以上６５歳未満の一部の方・・・心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能の方

２．どのような手続きをすればいいの？

★町内の医療機関で接種する方は、『証明書』が必要になります

★榛原医師会の医療機関で接種する方のみ、『 証明書 』が使用できます。★

自己負担金	７，９００ 円　（生活保護受給者は無料）	
助 成 回 数	１回	
接種の期間	令和８年１０月１日（木）～令和９年３月３１日（水） ※ ただし、医療機関の休診日を除きます。 ※ この期間以外の接種は、助成対象となりません。	
ワクチン接種から助成までの手順	**① 証明書を使用して接種する方法** 榛原医師会の医療機関で接種することができます。 ※裏面「榛原医師会実施医療機関一覧表」を参照 ①各自で事前に希望する榛原医師会の医療機関に予約をする。 ②「新型コロナウイルス予防接種費用（全額・一部）助成対象者証明書」を持参し、接種する。 その際、自己負担金を接種医療機関に支払う。	**② 裏面の医療機関以外で接種した場合の方法** ※ 送付された『 証明書 』は使用できません。 下記のとおり、役場または郵送にて手続きいただいた後、接種料金の一部を償還します。 ①各自で事前に希望する医療機関に予約をする。 ②希望する医療機関で接種後、設定された接種料金を支払い、下記の書類等を持参し役場に提出する。 ・新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ予防接種費用助成金交付申請書兼請求書 ※役場で記入していただきます。 ※様式は町ホームページにも掲載しています。 ・接種済証 ・領収書 ・振込先口座がわかる書類
申 込 期 間 提 出 期 間 (役場閉庁日を除く)	【申込期間】 令和８年１０月１日（木）～ 令和９年３月３１日（水）	【提出期間】 令和８年１０月１日（木）～ 令和９年３月３１日（水）

裏面もご覧下さい。

【 榛原医師会実施医療機関一覧表 】（令和８年９月３日現在）

川根本町	御前崎市		吉田町	
大下医院	座光寺医院	永尾内科･循環器科医院	田﨑クリニック	はいなん吉田病院
本川根診療所	しろわクリニック		はやかわ内科医院	
いやしの里診療所	牧之原市		島田市	
	あかほりクリニック	酒井内科医院	すぎもと耳鼻咽喉科クリニック	平井医院
	えのきだクリニック	田形内科医院	坂井医院	金谷平成クリニック
	牧ノ原やまばと学園診療所	中村医院耳鼻咽喉科・歯科	鈴木医院	高木医院
	廣瀬医院	堀口外科医院		
	石井内科皮膚科医院	高木内科医院		
	はいばらクリニック	藤本クリニック		
	おなか堂			

★ 新型コロナワクチン予防接種にあたり、インフルエンザ予防接種との間隔に関する規定はありません。
他の予防接種との間隔等については、医療機関にご相談ください。

【申込み・問合せ先】

川根本町役場
本庁：健康福祉課　健康づくり室　電話　０５４７－５６－２２２４